

離婚届出 ～記入上の注意～

黒のボールペンまたはインクペンを使用し、ていねいに記入してください。なお、鉛筆等消すことのできる筆記用具では書かないでください。
 土日、祝日や業務時間外に届出する場合は、届書の預かりのみで内容の確認ができません。翌開庁日以降に戸籍係で内容を確認し、不備がなければ届出日にさかのぼって受理となります。記入漏れや記載誤り、書類の不備等があった場合、受理できなかつたり後日来庁いただくことがあります。なお業務時間は平日午前8時30分～午後5時です。（年末年始を除く）

記入例

届出をする日付を記入してください。協議離婚の場合役所に届出した日が法律上の離婚日になります。日付の下には、提出先の市区町村の役所名も記入してください。

離婚届出時点で、住民登録している住所を記入してください。離婚届だけでは、転出や世帯分離等はできません。

実父母及び養父母をご記入ください。（お亡くなりになっている場合でもご記入ください。）

裁判所が関与しない離婚は、「協議離婚」になります。協議離婚は証人2人が必要です。

未成年の子について、親権を行う子を氏名で記入してください。離婚届によって、お子さんの戸籍に変動はありません。離婚によって別の戸籍になった方の戸籍に移すためには、別途、「入籍届」を役所へ提出する必要がありますのでご相談ください。

婚姻中の氏名で、必ず本人が自署してください。なお、押印は任意となりますが、押印する場合はそれぞれ別の印を使用してください。

届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます（戸籍法施行規則第59条）

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日 第 号 送付 令和 年 月 日 長印 第 号	
春振調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知	
離婚届 令和 元年 5 月 1 日届出 東京都新宿区長 殿	
(1) 氏名 夫 新宿 太郎 妻 新宿 花子 生年月日 昭和 63 年 10 月 1 日 平成 元 年 2 月 11 日	(2) 住所 夫 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 新宿ハイソ 502 妻 東京都新宿区大久保2丁目25番1号 (住民登録しているところ) 世帯主の氏名 夫 新宿 太郎 妻 東京 和雄
(3) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 夫 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番 妻 東京都新宿区大久保二丁目25番 (もとの戸籍にもどる)
(5) 未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 新宿 和樹 妻が親権を行う子	(6) 同居の期間 平成 20 年 1 月 から 令和 元 年 5 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所 東京都新宿区大久保1丁目4番1号	(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と <input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
(9) 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	(10) その他
届出人署名 夫 新宿 太郎 印 妻 新宿 花子 印 (※押印は任意)	連絡先 電話 090(0000)0000 自宅 勤務先 [] 携帯

氏名の文字は、正しい文字で楷書ではっきりお書きください。生年月日は「昭和」「平成」等省略せず記入してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意) 千代田 一郎 印 生年月日 昭和 22 年 1 月 15 日	千代田 一郎 印 生年月日 昭和 25 年 5 月 23 日
住所 東京都足立区中央本町1丁目17番1-301号	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番20号
本籍 東京都文京区春日一丁目16番	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番

証人には成年者2名(親族等でも可)が必要です。それぞれ証人本人が自署してください。証人が夫婦であっても氏は省略しないでください。また、押印する場合は同じ氏でも別の印鑑を使用してください。なお、この欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合この欄を空欄にしてください。この場合は、同時に別の届出(離婚の際に称していた氏を称する届)が必要になります。それ以外の場合は、婚姻の際に氏が変わった方がもとの氏に戻りますのでこの欄にチェックをつけ、本籍(※)を記入してください。

※もとの戸籍にもどる場合、婚姻直前の戸籍にすべての方がいらっしゃらなくなって「除籍」となっている場合は戻れませんので、新しい戸籍をつくることとなります。また、新しい戸籍をつくる場合、筆頭者はご本人になります。新本籍は土地の地番(例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番地」)または、住居表示の街区符号(例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番(何号やマンション名等は含まない)」)におくことができます。なお、前の本籍と同じ地番に本籍がおけないこともありますので、本籍がおけるかについては、あらかじめその市区町村の役所にご相談ください。

平日午前8時30分～午後5時に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

離婚の際に称していた氏を称する届

～記入上の注意～

※離婚届と同時に届出する場合

届出をする日付を記入してください。日付の下には、提出先の市区町村の役所名も記入してください。

離婚届に記入した、婚姻中の本籍を記入してください。

婚姻中の氏をそれぞれの欄に記入してください。

筆頭者はご本人になります。また、本籍欄に希望する本籍を正しくお書きください。新本籍は土地の地番（例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番地」）または住居表示の街区符号（例えば「東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番（何号やマンション名等は含まない）」）にしておくことができます。
※この届を離婚届と同時に出す場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」は記入しないでください。

必ず本人が自署してください。
なお、押印は任意となります。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和元年5月1日届出
東京都新宿区 長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	第 号				
送付 令和 年 月 日	長印				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) しんじゅく はなこ 氏 名 新宿 花子 平成元年 2 月 1 1 日生
	住 所	東京都新宿区大久保2丁目25番1号
	(よみかた) 世帯主 の氏名	しんじゅく はなこ 新宿 花子
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番 ^{番地}
	筆頭者 の氏名	新宿 太郎
	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏)
	よみかた) 氏	新宿 しんじゅく 新宿
(5)	離婚年月日	令和元年 5 月 1 日
	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番 ^{番地}
	筆頭者 の氏名	新宿 花子
他	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	新宿 花子 印

連絡先	電話 03(3209)1111
	(自宅)勤務先()・携帯

※この届を離婚届と同時に出さない場合は、記入方法が異なりますのであらかじめご相談ください

離婚届の記入例と注意事項について

●離婚届について

婚姻関係を将来に向かって解消するために届出るものです。離婚には、協議離婚と裁判上の離婚とがあります。

●届出地（以下のいずれかの市区町村の役所で届出できます。）

- ・夫妻の本籍地
- ・夫または妻の所在地（住民登録地等）

●届出人（届書に署名押印する人。なお、押印については任意です。）

<協議離婚>

夫および妻

<調停・裁判離婚>

申立人または訴えの提起者（調停・和解の成立、請求の認諾をしたとき、または審判もしくは判決確定の日から10日以内に届出しない場合は、相手方からも届出ができます。）

●届出に必要なもの

<協議離婚>

届書（夫妻の署名押印、成人2名の証人の署名押印があるもの）※押印については任意、夫妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書、窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）、印鑑(朱肉を使うタイプのもの)

<調停・裁判離婚>

届書（届出人の署名押印のあるもの）※押印については任意、夫妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書、裁判所で発行される書類、印鑑(朱肉を使うタイプのもの)

※協議離婚、調停・裁判離婚ともに本籍地に届出をする場合は、戸籍謄本もしくは全部事項証明書は不要です。

※裁判所で発行される書類は、以下のとおりです。

- ・調停離婚 … 調停調書の謄本
- ・審判離婚 … 審判書謄本とその確定証明書
- ・和解離婚 … 和解調書の謄本
- ・認諾離婚 … 認諾調書の謄本
- ・判決離婚 … 判決書謄本とその確定証明書

●離婚後の氏について

婚姻によって相手方の氏を称した人は、離婚により婚姻前の氏に戻ります。ただし、離婚の日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」をすることにより婚姻中の氏を称することができます。この届出は、離婚届と同時にすることもできます。

●未成年の子がいる場合

父母が離婚するときは、その一方を親権者と定めなければなりません。

面会交流や養育費の分担について取決めの有無を記載します。

●その他

- ・届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます。
- ・外国籍の人との届出の場合には、別途必要な書類がありますのであらかじめご相談ください。

<問い合わせ先> 電話番号 03(3209)1111 (代)
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区役所 戸籍住民課戸籍係
公式ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>